

代理人意見陳述

2014年2月5日

原告ら訴訟代理人 山 添 拓

訴状の内容に関わって、原告ら代理人から意見を述べます。

本件は、被告・日本郵便株式会社の職員だった男性が、勤務先であったさいたま新都心郵便局の4階窓から飛び降り、自死するに至った事件です。男性は、なぜ自ら死を選ばなければならなかったのでしょうか。

23年間にわたって慣れ親しんでいた岩槻郵便局から、大規模局で首都圏の模範となる新都心局への異動は、男性の心身の健康に多大な影響を与えるものでした。

「自爆営業」という言葉は、この言葉そのものが、たいへん衝撃的です。亡くなった男性を含め、全国の郵便局員が年賀状やゆうパックの過大な販売ノルマを課せられています。ノルマを達成するために、自ら買い取る行為をさげすんでこう呼ぶのです。

新都心局では、作業効率アップのためとして、郵便物の並べ替え作業を立つて行うこととされました。従来の、また全国の多くの局で現在も行われている、座った状態での作業に比べれば、足腰への負担が圧倒的に大きくなります。

朝8時に出勤して、10時までの間に配達を終える、「翌朝10時郵便」というサービスは、納期に迫られるプレッシャーもありました。何通来ているかはその日の朝までわからない、詳しくない地区にも時間どおりに届けなければならないなど、不安要素がいくつもありました。

新都心局の就労環境の異常さは、局全体でパワハラを生み出していたということからも明らかです。その一例が、「お立ち台」での見せしめです。交通事故やミスを起こした職員が管理職に呼び出され、朝のミーティングの際、数百名の全職員の前で立たされ、反省の弁を述べさせられるのです。「お立ち台」に立たされた者はもちろん、周囲でその様子を見ている者にも、次は自分かも知れない、という恐怖感にも似た苦痛を与えます。

使用者は、労働者を管理するに当たって、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積し、労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負います（最判平成12年3月24日民集54巻3号1155頁・電通事件）。より具体的には、労働時間、休憩時間、休日、労働密度、休憩場所、人員配置、労働環境等適切な労働条件を措置すべき義務があり、また、精神障害を

負っている労働者に対しては、その症状に応じて、勤務軽減、作業の軽減、就業場所の変更等、労働者の健康保持のための適切な措置を講じ、労働者の精神障害等に悪影響を及ぼす可能性のある労働に従事させてはならない義務を負っています。

ところが、本件で被告は、新都心局における異常と言える就労環境を放置し、むしろ模範局として同局の様々な施策を促進してきました。その新都心局へ、全く環境の異なる岩槻郵便局から、50歳を超えて初めて、亡くなった男性を異動させたのです。男性は、精神障害を発症して休業と復職を繰り返し、毎年新都心局からの異動を希望していました。しかし、被告がこれに応じることはありませんでした。

本件は、男性の遺族である原告らが、被告の安全配慮義務違反ないし不法行為責任を問うものであり、同時にそれは、新都心局で何が起こっていたのかを明らかにし、郵便局という職場で二度と同様の事態を繰り返さないための裁判です。裁判所におかれては、亡くなった男性を含む郵便局員が、いかなる環境の下で働いてきたかをつぶさに検証し、被告の責任を断じるよう求めるものです。

以上